

イ その他の保育・子育て支援サービスにおける改革

(ア) 認定こども園制度の見直し

平成18年10月に始まった認定こども園制度は、基本的には既存の幼稚園と保育所の制度を組み合わせただけであり、行政も幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省と依然縦割りのままである。そのため、目指すべき真の幼保一元化にはほど遠く、抜本的な保育制度改革を議論するための前提条件として厚生労働省が必要としている「認定こども園の実施状況等を踏まえ」という規模にさえなかなか至らないのが現状である。具体的には、平成19年4月時点での申請見込み件数（平成19年度中に542件）に対し、平成19年8月現在の認定数は105件にとどまっている。

a 運用改善による普及の促進

平成20年2月に、105園の認定こども園に対して行われた「認定こども園に関するアンケート」（関西大学白石研究室実施。回答率63%）では、運用面での問題点が数多く指摘された。認定申請に係る手続きの効率化、簡素化はもちろんのこと、財政的な支援を求める声が非常に多かった。認可の有無や「保育に欠ける」児童かどうかにかかわらず、認定を受けた園には補助を行うべきという意見や、幼稚園型、地方裁量型の保育所部分や、「子育て支援」等、新たに追加された機能に対して補助を行わないと数は増えていかないと指摘があった。核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化が進む中、専業主婦（夫）家庭においては、育児不安、育児うつ等による育児放棄や虐待等の問題も起こっており、認定こども園に実施が義務づけられている地域の子育て支援の重要性は間違いなく高まってきている。

そのため、地域子育て支援の実施を適切に補助し、また、既存制度における認可の有無にかかわらず、例えば、厚生労働省と文部科学省の補助金を一本化することにより、幼稚園型、地方裁量型が新たに追加した保育所的機能に対しても、一定の補助を行うべきである。

一方、保護者の認定こども園に対する評価は概して良い。短時間利用児（幼稚園）の保護者から、「夏休み等の長期休業期間に保育を受けられて良い」、「小さい子ども（3歳未満児）も預けられて良い」といったコメントがあった一方、「就労の有無や就労形態にかかわらず預けられる」、「勤務形態や時間に合わせて柔軟に預けられる」、「姉妹、兄弟と同じ園に預けられる」等、現行の保育所制度での不都合や制約と比較して利便性の高い認定こども園の制度を評価する声が、長時間利用児（保育園）の保護者から多く寄せられた。